

山口県報

平成25年
10月15日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (三件) (厚政課) 三
道路の供用の開始 (道路整備課) 四
公告
平成二十五年山口県補正予算の要領の公表 (財政課) 四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 六
公安委告示
技能検定員審査の実施 七
教習指導員審査の実施 七

山口県告示第四百号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年十月十五日から同年十一月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。



平成二十五年十月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 化薬アクソ株式会社
住 所 東京都千代田区麹町二丁目一四番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 化薬アクソ株式会社厚狭工場
所在地 山陽小野田市大字郡二九三五番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種類 | 構 造 | | | 使 用 の 方 法 | |
|------|---------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| | 能 力 (ℓ) | 工事着手 年月日 | 工事完成 年月日 | 使用開始 年月日 | 使用時間 隔日 |
| 四六一イ | 二、〇〇〇 | 平成二五、 一、一五 | 平成二五、 一、一五 | 平成二五、 一、一六 | 連 続 一五時間 |
| 四六一二 | 二、三〇〇 | " | " | " | 二二時間 " 変動なし |

備考 「四六一イ」及び「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

山口県告示第四百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

| 介護予防事業者 氏名又は 名称又は 住所又は 主たる事務 所の所在地 | 介護予防事業 名称 | 介護予防事業 所在地 | 事業の 種類 | 指定年月日 |
|---|-----------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------|
| 株式会社はつ びい 下松市大字末 武中四〇の五 | ヘルパース ティーション はつびい | 下松市大字末 武中四〇の五 | 介護予 防訪問 介護 | 平成二五 九、 一 |
| 社会福祉法人 施福会 熊毛郡田布施 町大字宿井四 〇六 | たぶせ苑指定 訪問介護事業 所 | 熊毛郡田布施 町大字宿井四 〇六 | " | 平成一八、 四、 |
| 有限会社シブ ヤ薬局 防府市戎町一 丁目九番三二 号 | 有限会社シブ ヤ薬局戎町店 | 防府市戎町一 丁目九番三二 号 | 介護予 防居宅 療養管 理指導 | 平成二五、 一、 |
| " | " | " | " | " |
| " | " | " | " | " |
| 合同会社ほつ とスマイル 宇部市末広町 四番三六一七 号 | デイサービス ほつとスマイ ル | 宇部市居能町 三丁目二番二 二号 | 介護予 防通所 介護 | " |
| 株式会社山口 福祉サービス 山口市湯田温 泉四丁目三番 一五号 | デイサービス マザーベル湯 田温泉 | 山口市湯田温 泉四丁目三番 一五号 | " | " |
| エポックワ ン 周南市城ヶ丘 三丁目一番三 三号 | ヒューマンサ ポート下松 | 下松市古川町 一丁目五番五 号 | " | 平成二二、 八、 |
| 社会福祉法人 施福会 熊毛郡田布施 町大字宿井四 〇六 | たぶせ苑デイ サービスセン ター | 熊毛郡田布施 町大字宿井四 〇六 | " | 平成一八、 四、 |
| 医療法人社団 恵水会山本医 院 美祢市大嶺町 東分三三三六 七 | デイケアサ ービスセンタ ー さくら | 美祢市大嶺町 東分三三三六 七 | 介護予 防通所 介護 | 平成二五、 六、 |

山口県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十五年十月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--|---------|-----------------|
| 新下関停車場 下関市伊倉町二丁目一―一―地先から 同市稗田西町二九四の九地先まで | | 平成二十五年十月 十六日 |

(三五九) 平成二十五年山口県補正予算の要領の公表

平成二十五年九月山口県議会定例会で議決された平成二十五年山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十五年十月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

平成25年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成25年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,391,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ714,406,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

| 科目 | 款 | 項 | 補正額 | 補正前の額 | 計 |
|-------|-------|----------|------------|-------------|-------------|
| 9 | 国庫支出金 | 1 国庫負担金 | 4,505,888 | 88,442,503 | 92,948,391 |
| | | 2 国庫補助金 | 26,666 | 37,254,284 | 37,280,950 |
| 10 | 財産収入 | 1 財産運用収入 | 4,479,222 | 48,368,569 | 52,847,791 |
| | | | 68 | 2,837,605 | 2,837,673 |
| | | | 68 | 2,143,746 | 2,143,814 |
| 11 | 寄付金 | 1 寄付金 | 500 | 0 | 500 |
| | | | 500 | 0 | 500 |
| 12 | 入金 | 2 基金繰入金 | 1,826,517 | 38,181,866 | 40,008,383 |
| | | | 1,826,517 | 30,106,660 | 31,933,177 |
| 13 | 繰越金 | 1 繰越金 | 1,043,056 | 1,730,926 | 2,773,982 |
| | | | 1,043,056 | 1,730,926 | 2,773,982 |
| 15 | 県債 | 1 県債 | 3,015,300 | 107,219,100 | 110,234,400 |
| | | | 3,015,300 | 107,219,100 | 110,234,400 |
| | | 合計 | 10,391,329 | 704,015,298 | 714,406,627 |
| 2 総務費 | 款 支出 | 項 補正額 | 991,834 | 補正前の額 | 計 |
| | | | 991,834 | 32,614,827 | 33,606,661 |
| | | | 501,567 | 13,756,116 | 14,257,683 |
| | | | 10,267 | 7,589,484 | 7,599,751 |

平成25年10月15日

山口県

4 衛生費 3 徴税費 480,000 6,054,420 6,534,420

1 公衆衛生費 833,794 23,334,166 24,167,960

2 環境衛生費 20,731 6,824,288 6,845,019

3 医薬費 6,970 5,217,588 5,224,558

4 医薬費 806,093 7,171,772 7,977,865

5 労働費 96,635 5,533,328 5,629,963

6 農林水産業費 96,635 2,360,443 2,457,078

7 失業対策費 1,525,588 38,545,333 40,070,901

8 農業費 61,302 10,740,809 10,802,111

9 農地費 90,000 11,202,440 11,292,440

10 林業費 1,362,235 10,350,997 11,713,232

11 水産業費 12,031 5,749,012 5,761,043

12 工業費 372,000 79,242,704 79,614,704

13 鉱業費 320,000 76,716,913 77,036,913

14 観光費 52,000 395,060 447,060

15 土木費 3,860,356 80,548,797 84,409,153

16 管理費 3,160 7,444,868 7,448,028

17 河川海岸費 3,843,370 18,972,568 22,815,938

18 都市計画費 13,826 7,609,463 7,623,289

19 警察費 3,000 37,644,128 37,647,128

20 警察活動費 3,000 2,881,959 2,884,959

21 教育費 281,542 142,134,307 142,415,849

22 高等学校費 281,042 28,136,234 28,417,276

23 社会教育費 500 1,746,702 1,747,202

24 災害復旧費 2,426,600 14,940,226 17,366,826

25 農林水産施設災害復旧費 2,343,700 2,398,275 4,741,975

26 土木施設災害復旧費 82,900 12,311,951 12,394,851

27 合計 10,391,329 704,015,298 714,406,627

第2表 債務負担行為補正

| 事項 | 項目 | 期間 | 限度 | 年度 | 額 |
|----|----|----|----|----|---|
| | | | | | |

| | | | |
|---|---|------------------|-------------|
| 1 | 大規模小売店舗立地法第九十一号(第八條第一項の規定により、平成二十五年五月十四日山口県公告(一四三))に係る大規模小売店舗について次のとおり 被災救急医療情報システム構築に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。 被災鉄道復旧関連対策事業の年度を越える工事について西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。 (阿武川) | 平成25年度から平成26年度まで | 300,000千円 |
| 2 | 被災鉄道復旧関連対策事業の年度を越える工事について西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。 (阿武川) | 平成25年度から平成26年度まで | 1,535,000千円 |
| 3 | 被災鉄道復旧関連対策事業の年度を越える工事について西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。 (須佐川) | 平成25年度から平成26年度まで | 385,000千円 |

第3表 地方債補正 (単位 千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------------|-----------|------------|---|--|
| 被災鉄道復旧関連対策事業(治山) | 22,000 | 証券借入又は証券発行 | 年8.0%以内(ただし、利率見直しを行うため、直ちに当該利率に引き上げられることとする。) | 元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内(特別の定めは、借入先と協議による。) |
| 河川災害復旧等関連緊急事業 | 49,000 | | | |
| 被災鉄道復旧関連対策事業(河川) | 1,143,000 | | | |
| 被災鉄道復旧関連対策事業(砂防) | 84,000 | | | |
| 校舎改築事業 | 248,600 | | | |
| 減収補てん債 | 480,000 | | | |
| 計 | 2,026,600 | | | |

2 変更

| 起債の目的 | 補正 | | 前 | | 補正 | | 後 | |
|----------|---------|------------|---|-----------------------|-----------|------------|---|-----------------------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 小規模治山事業 | 114,000 | 証券借入又は証券発行 | 年8.0%以内(ただし、利率見直しを行うため、直ちに当該利率に引き上げられることとする。) | 元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 | 100,000 | 証券借入又は証券発行 | 年8.0%以内(ただし、利率見直しを行うため、直ちに当該利率に引き上げられることとする。) | 元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 |
| 単独河川改修事業 | 704,000 | 証券借入又は証券発行 | 年8.0%以内(ただし、利率見直しを行うため、直ちに当該利率に引き上げられることとする。) | 元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 | 1,101,000 | 証券借入又は証券発行 | 年8.0%以内(ただし、利率見直しを行うため、直ちに当該利率に引き上げられることとする。) | 元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 |

| | | | | |
|---|---------|--|-----------|--|
| 災害関連緊急砂防事業 | 38,000 | 資金に特別の借入先と条件を協議した上で、利率の引き上げを認め、当該利率に引き上げる。 | 555,000 | 資金に特別の借入先と条件を協議した上で、利率の引き上げを認め、当該利率に引き上げる。 |
| 大規模小売店舗立地法第九十一号(第八條第一項の規定により、平成二十五年五月十四日山口県公告(一四三))に係る大規模小売店舗について次のとおり 事業負担金 | 17,000 | 資金に特別の借入先と条件を協議した上で、利率の引き上げを認め、当該利率に引き上げる。 | 99,000 | 資金に特別の借入先と条件を協議した上で、利率の引き上げを認め、当該利率に引き上げる。 |
| 農地災害復旧事業 | 13,500 | 資金に特別の借入先と条件を協議した上で、利率の引き上げを認め、当該利率に引き上げる。 | 6,300 | 資金に特別の借入先と条件を協議した上で、利率の引き上げを認め、当該利率に引き上げる。 |
| 県営漁港施設災害復旧事業 | 600 | 資金に特別の借入先と条件を協議した上で、利率の引き上げを認め、当該利率に引き上げる。 | 14,500 | 資金に特別の借入先と条件を協議した上で、利率の引き上げを認め、当該利率に引き上げる。 |
| 計 | 887,100 | | 1,875,800 | |

(三六〇) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十五年五月十四日山口県公告(一四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり、松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年十月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十五年十月十五日
山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 エディオン下松店・アルク下松店
所在地 下松市大字西豊井一五五七
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三六一) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十五年五月二十一日山口県公告(一四八)に係る大規模小売店舗について次のとおり、岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年十月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十五年十月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フレスタ室の木店
所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求めらるる事項はない。



山口県公安委員会告示第五十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十五年十月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十五年十一月十八日（月曜日）午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十五年十月二十一日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

| 審査細目 | 減ずる額 |
|-------------------------|---------|
| 一 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 千三百円 |
| 二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 二千二百円 |
| 三 教則の内容となつてゐる事項 | 二千二百円 |
| 四 自動車教習所に関する法令についての知識 | 二千二百円 |
| 五 技能検定の実施に関する知識 | 二千二百五十円 |
| 六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 二千四百五十円 |

備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第五十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり

実施する。
 平成二十五年十月十五日
 山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十五年十一月十八日(月曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十五年十月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

| 審査細目 | 減ずる額 |
|-----------------------|---------|
| 一 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 三千七百五十円 |

| | |
|--------------------------------|------|
| 二 技能教習に必要な教習の技能 | 千四百円 |
| 三 学科教習に必要な教習の技能 | 千三百円 |
| 四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識 | 千二百円 |
| 五 自動車教習所に関する法令についての知識 | 千二百円 |
| 六 教習指導員として必要な教育についての知識 | 千五百円 |

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
 教習指導員審査(大自二)及び教習指導員審査(普自二)
 - 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十五年十一月十八日(月曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
 - 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十五年十月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
 - 五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
九千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

| 審査細目 | 減ずる額 |
|--------------------------------|--------|
| 一 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 千三百円 |
| 二 技能教習に必要な教習の技能 | 千五百円 |
| 三 学科教習に必要な教習の技能 | 千五百円 |
| 四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 | 千二百五十円 |
| 五 自動車教習所に関する法令についての知識 | 千二百五十円 |
| 六 教習指導員として必要な教育についての知識 | 千五百円 |

- 備考
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。
- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にする。

- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通二種)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十五年十一月十八日(月曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十五年十月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万二千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

| 審査細目 | 減ずる額 |
|------------------------------------|---------|
| 一 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 四千四百五十円 |
| 二 技能教習に必要な教習の技能 | 千九百円 |
| 三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 二千七百元 |

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五十円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成二十五年十月十五日印刷

発行人所

山口県知事